

2017年4月13日
一般社団法人 相続診断協会

Web サイト全面リニューアルのお知らせ

～設立5年・合格者2万6千人を超えシンプルでより分かりやすいサイトに～

「相続診断士」を認定している一般社団法人 相続診断協会(所在地：東京都中央区)は、2017年4月12日(水)、ホームページをリニューアルいたしました。

当試験の受験方法は個人受験と団体受験があり、個人受験はインターネットからの申込となります。日本全国の方にご利用頂いている中、多様なデバイスや環境に対応すると共に、より分かりやすくスムーズに情報取得や受験申込を行って頂くため、日頃からお寄せ頂く受験者の声を反映し、今般大幅な刷新を行いました。

これからも受験者および資格者の利便性向上とサポート強化の為、ホームページの見やすさ・分かりやすさ・情報の充実化を図り、より魅力的なサイトへと進化してまいります。



■リニューアルポイントの概要は、以下の通りです。

1. トップページリニューアル

トップページをシンプルでスッキリとしたページに一新しました。スマートフォンやタブレット端末でも使いやすいよう、ゆとりあるレイアウトとなりました。また、ニュースリリースタブでは「相続コラム最前線」「セミナー・イベント情報」「お知らせ」を一覧でも見る事が出来、情報が分かり易く見れるようになりました。

2. チャット機能の新設

日頃最もお問い合わせの多い「試験・資格について」を手軽にお問い合わせや質問が出来るよう、チャット機能を新設しました。電話や問い合わせフォームだけではなく、チャットを開設し、受験者の方へのサポートを強化しました。

3. 学校・法人の資格取得推奨サポート体制

争続が社会問題である認識が広がってきた昨今、当資格の取得を検討・推奨して頂く法人・団体が急増しています。今後は資格取得推奨法人・団体に就職を希望する学生の取得増加も予想されます。そこで、エリアの担当が推進責任者の方のサポートが出来る体制がある事を公開しました。

4. 資格者の声ページの新設

旧サイトにはなかった「資格者の声」ページを新設しました。受験者からの問い合わせも多い活動方法に関してもインタビュー記事にしています。

【協会概要】

名称 : 一般社団法人 相続診断協会 (<http://www.souzokushindan.com>)
所在地 : 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9-7 階
代表者 : 代表理事 小川 実・金井 恵美子
設立 : 2011年12月

事業内容 : 相続診断士検定試験

の実施及び資格の付与、相続診断士を育成するための研究会の企画及び実施、相続に関する税務、法務その他の各種セミナーの企画及び実施、弁護士、司法書士、税理士、行政書士その他相続手続に関与する専門家の紹介 等

ミッション： 争う相続を減らし、笑顔相続の普及活動により社会問題を解決する事です。
生前に家族で相続について話し合い、円満に後世に想いを引き継いでいく社会創りのお手伝いをしています。私たちは生前に話し合う事が親の義務という社会を目指します。相続診断士を通じて一般の方へ問題啓発を促しています。想いを残す大切さを伝えると共に有効な方法としてエンディングノートを推奨しています。

参考

【「争族」はお金持ちだけの問題ではありません】

「相続」が「争族」になってしまうのは、他人事ではありません。
遺産が多いから揉めるのではなく、誰でも「争族」になる可能性を持っているのです。最高裁判所の「司法統計年報」（平成26年度）によると、相続分割事件全体の中で、相続税がかからない方が大半の5,000万円以下の遺産分割でもめている件数が、なんと全体の72.9%を占めています。驚くことに、1000万以下で争ってる件数が31.9%を占めています。「相続税」は全員が対象ではありませんが、「相続」は誰にも訪れます。何故揉めるのか、どうすれば揉めずに、「笑顔相続」を迎えられるのか、道先案内を相続診断士が行うと共に、その準備の為に生前に話し合う事が親の義務という社会を目指しています。

【「相続診断士」とは】

相続の基本的な知識を身につけて相続診断ができる資格です。現在は全国に26,500名以上が合格しています。

相続は、民法や相続税法などの正しい知識がないため、生前の準備を怠り、その結果、亡くなった後に不動産等の分けられない財産に身内が揉めたり、多額の相続税で苦勞をすることが多くあります。生前に「弁護士」「税理士」「司法書士」などの専門家に相談出来ればよいのですが、親切で相続に詳しい「専門家」に出会うことは容易ではありません。一般の方からすると、そもそも誰に相談したら良いのか分からないというのが現状です。



「相続診断士」は、その誰に相談すればいいのか分からないの声に応えるべく、特に相続に重要な「民法・相続税法」など法律の正しい理解と、「正しい遺言書の書き方」「エンディングノートの普及と書き方の指導」等々の周辺知識など多岐にわたる知識を習得、研鑽を続け相続に関する多岐にわたる問題を理解し、『笑顔相続の道先案内人』として社会的な役割を担います。

<お問い合わせ>

一般社団法人 相続診断協会 広報担当：斎藤宛

TEL. 03-6661-9593

FAX. 03-6661-1196

MAIL. k-saito@souzokushindan.com